

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）

- 日時：令和3年1月8日（金） 午前11時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部、生活環境部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所
- 議題：
 - （1）緊急事態宣言、基本的対処方針の概要について
 - （2）本県の対応について
 - （3）症例報告について
 - （4）その他

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（1月7日）

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年**1月8日**から**2月7日**まで（31日間）

（実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに解除）

2. 実施すべき区域

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の1都3県

3. 緊急事態の概要

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

基本的対処方針の概要（緊急事態措置の具体的内容）

これまでの経験を踏まえ、以下の4点をパッケージとして対策に取り組む

- ①飲食店の営業時間短縮、②テレワークによる出勤7割減、
- ③20時以降の外出自粛、④イベントの人数制限

➤ 施設の使用制限等

- 飲食店等に対する営業時間短縮（20時（酒類の提供は19時）まで）の要請

⇒飲食店（居酒屋・喫茶店等を含み、宅配・テイクアウトは除く）

遊興施設等（バー・カラオケボックス等で食品衛生法の営業許可を受けている店舗）

- 飲食店以外の施設（劇場、映画館、集会場、1000m²超の店舗、展示場、ホテル又は旅館等）についても、同様の働きかけを行う
- 地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県に対する支援を行う（1日あたり6万円、1か月最大180万円に引き上げ）

基本的対処方針の概要（緊急事態措置の具体的内容）

➤ 職場・出勤

- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等を強力に推進
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制

➤ 外出の自粛

- 不要不急の外出・移動自粛の要請、特に、20時以降の外出自粛を徹底

➤ イベント等の開催制限

- 別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、要件に沿った開催の要請
⇒人数上限5,000人かつ収容率50%以下に厳格化

※学校については、一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止対策の徹底を要請（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動を制限）。大学等についてはオンライン授業の効果的実施等を要請。

緊急事態宣言を受けて県外との往来について

- ◆国において、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に対する「緊急事態宣言」が発動されたことに鑑み、これらの地域との不要不急の旅行など県境をまたいで人が移動することは控えていただきますようお願いいたします。延期したり、出張を控えオンラインミーティングの活用など検討をお願いいたします。
- ◆大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岡山県、広島県をはじめ、「感染流行警戒地域(Ⅳ)」や「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」との県境をまたいでの往来をお考えの方はその計画の必要性について、慎重にご判断ください。また、行き先の自治体が出しているメッセージなども確認してください。
 - 【感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)】 <R3.1.7現在>
栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県
宮崎県、沖縄県
 - 【感染流行警戒地域(Ⅳ)】
北海道、宮城県、福島県、茨城県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、和歌山県、愛媛県、佐賀県、大分県、鹿児島県
- ◆体調に不安があるときは、県境をまたいでの往来を控えてください。
- ◆県外からの参加者が多く見込まれる全国的、広域的なイベントへの参加及び開催については、中止を含めて慎重に判断してください。

首都圏緊急事態宣言を受けた本県の対応

■ 医療提供体制の強化等

○入院・療養体制充実

- ・確保病床の増加に向け働きかけ

○ワクチン接種体制構築

- ・ワクチン接種の円滑な実施に向けた全県的な推進体制構築

○保健所機能強化

- ・保健師等保健所人材の全県的なバックアップ体制構築

○クラスター対策強化

- ・県内で頻発したクラスター事例を踏まえた対策強化

■ 県内の感染状況が進んだ場合の対応

感染拡大傾向が収まらないような事態が認められる場合は、飲食店等への営業時間短縮要請などの対策を国の支援も活用しつつ躊躇なく実施

政府による基本的対処方針を踏まえた県庁の対応

■ 職員の県外出張等の取扱

- 県外への出張、県外からの関係者等の招へいについては、基本的にオンライン形式で代替する
- 「緊急事態宣言」の対象となる東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県への出張は制限する
- 上記の4都県以外の「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える

■ 職場への出勤等の取扱

- テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を更に推進する

〔新型コロナウイルス感染症への対応として設定したサービス上の取扱〕

在宅勤務	特別休暇	自宅待機
重症化リスクが高い職員・妊娠している職員 等	職員又はその親族に発熱等の症状が見られ、療養する必要がある職員 等	新型コロナ感染者との濃厚接触者

■ 庁内会議の対応

- 庁内会議であっても、参集は控え、テレビ会議を活用する
- 参集する場合は、人と人との距離を確保する

政府による基本的対処方針を踏まえた県庁の対応

■ イベント等の対応

- 緊急事態宣言対象地域（1都3県）をはじめ、感染拡大地域から招へいするイベントや当該地域で開催するイベントについては、宣言期間中は、リモート対応や延期するよう、早急に見直しを行う

【取組例】

- ・「とっとり経済交流セミナーin関西」はリモートで対応

■ 県外本部の対応

- 既に県庁内に県外本部の分室を設置し、一定の職員を帰鳥させるなど、テレワーク中心の業務体制を構築しているが、現地スタッフにおいては更に感染予防を徹底する

■ 首都圏アンテナショップの対応

- 緊急事態宣言期間中、とっとり・おかやま新橋館（首都圏アンテナショップ）の営業時間を変更する

○物販店舗（閉店時間を飲食店舗に合わせるため1時間繰り上げ）

営業時間の短縮：午前10時～午後8時（通常：午前10時～午後9時）

○飲食店舗（閉店時間を2時間繰り上げ）

営業時間の短縮：午前11時～午後8時（通常：午前11時～午後10時）

政府による基本的対処方針を踏まえた県庁の対応

■ 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の増強

- クラスタ対策などの感染症対策に万全を期すため、衛生技師を中心に増員し、本部事務局体制を強化する

■ 県庁における財務業務の2系統体制

- 職員が罹患した場合においても、公金等の支払に支障がないよう、予備の執務室での業務体制を継続する
 - ✓ 公金支払業務を担う所属（統括審査課・庶務集中課）の職員を2グループに分離
 - ✓ 還付等の税務業務は、各県税事務所・税務課の間で相互にバックアップ

緊急事態宣言を受けた県民向け広報

首都圏への往来を控えること、感染予防対策の徹底など、県民の皆様々に特に注意していただきたいポイントを多様な広報媒体を用いて呼びかけます。

○新聞広告による啓発

『予防嚴重強化月間宣言』と感染予防のポイントを広報(1月10日から順次掲載予定)

『予防嚴重強化月間宣言』

今とてもウツリやすくなっています 注意レベルを格段に上げてください!

感染予防のポイント

- 三密はつぐらない 近づかない
三密とは密接、密着、密閉。クラスターにも注意
- マスク・手洗いは欠かせません
感染予防の要諦
- 飲食は、密着から一緒にいる人と
少人数、短時間で
会話の際は、できるだけマスクを着用する
- 感染性物質とごまめな接触
運送物・トイレ・ゴミ箱
密着した空気の入出口を回避する

発熱等の症状が出たときは…

まずは、事前にかかりつけ医に連絡
自取県では、約9割の医療機関が発熱等の症状のあるかたの診療を行っています。

発行地域	通話料	地区	電話番号
9:00~17:15	(4県) 0120-567-492	東部 (鳥取市・倉吉市内)	0857-22-5625 0857-20-3962
	(2市) 0857-50-1033	中部 (倉吉市・東郷町)	0858-23-3135 0858-23-4803
	0857-22-0111 0858-23-3135 0859-31-0029	西部 (米子・鳥取市内)	0859-31-0029 0859-34-1392

○とりネットバナーによる啓発

県民の皆様へのごお願い

- ・「緊急事態宣言」が発出された東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県との不要不急の往来は控えてください。
- ・感染流行警戒地域(IV)等との往来について、今一度慎重にご判断ください。
- ・人と人との距離を取る、マスク、手洗い、換気等、感染予防に取り組もう。
- ・「とっとり安心登録システム」や接触確認アプリ「COCOA」等を活用しよう。

鳥取県新型コロナウイルス感染予防キャンペーン

今とてもウツリやすくなっています!
注意レベルを格段に上げてください!
~『予防嚴重強化月間宣言』(1/31まで)~

○三密はつぐらない 近づかない ○マスク・手洗いは欠かせません

鳥取県新型コロナウイルス感染予防キャンペーン

○SNSなどによる啓発

- ・県公式ツイッター、LINE、あんしんトリピーなびなどで啓発を実施中
- ・テレビCM、県公式Youtubeで「親しき仲にもマスクあり!」動画を放送・配信中

県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について
 (県内157~161例目:第2報)

	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過	国外、 県外への 動歴	検査件数 (うち陽性) 1/8 10時 時点
157例目	50代	女性	米子市					
158例目	非公表	非公表	西部 地区					
159例目	50代	女性	西部 地区					
160例目	非公表	非公表	県外					
161例目	50代	男性	非公表					

対応方針

1. 陽性者対応

感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に
入院予定

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- 接触者に対し、PCR検査を幅広く実施
- 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県があった場合は情報提供を行う

医療提供体制

1. 入院体制(1月8日 11:30現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
	313床			

(※1)現時点確保病床を臨時的に29床追加確保中(フェーズ2:213床 ⇒ 242床)

(※2)入院予定の新規陽性者を含む。

2. 宿泊療養体制

- 東部地区に1施設(66室)を開設済み
- **西部地区の宿泊療養施設(40室)を1月12日に開設予定**
- 入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者について、宿泊療養施設での療養を検討
 - ・看護師の24時間常駐による健康サポート
 - ・医師の毎日の往診とオンライン診療

鳥取県版新型コロナウイルス警報

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	12/21～
鳥取市	警報	1/6～
中部地区	注意報	12/29～
倉吉市	警報	12/31～
西部地区	注意報	12/25～
米子市・境港市	警報	米子市:1/6～、境港市:12/28～

※クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令し、警戒を呼びかけます。

<県民の皆様へのお願い>

- ◆ 県外から帰省されたかたやその接触者の感染が県内で連続して確認されており、境港市や米子市でのクラスターを発端とした2次感染、3次感染も確認されています。
- ◆ 警報発令地域の皆様におかれましては、感染警戒レベルを格段に引き上げ、少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がけ、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒を徹底し、特に「三つの密(密閉、密集、密接)」を避け、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取るなど、感染予防に最大限の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆ 全国的な感染拡大に伴い、県内でもうつりやすくなっていますので、その他の市町村の皆様におかれましても、感染防止の取組みの徹底をお願いします。
- ◆ また、接触者として連絡を受けた場合は速やかに接触者等相談センターに連絡し、PCR検査を受けていただくようお願いいたします。

【東部】☎0857-22-5625 【中部】☎0858-23-3135 【西部】☎0859-31-0029

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 1月8日 11:30現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	31% (75/242床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	24% (75/313床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	5% (2/44床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	4% (2/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算		13人 (実数75人)	15人以上	
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※12/31~1/6		1.8% (35/1,998人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は1/1~1/7で集計		7人 (実数40人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		同じ (40人/40人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		8% (3/40人)	50%以上	

現時点で①の病床全体の確保病床占有率は、指標目安を越えているが、それ以外の指標を総合的に判断して、本県は、ステージⅢには達していないと考えられる。引き続き、医療提供体制維持のため、機動的に対策を講じていく。

県庁の対応

○大雪下での新型コロナ対策の支援

- 疫学調査や検体搬送に支障が生じないよう重点的に除雪
- 防災拠点病院・総合病院へのアクセス道等についても重点的に除雪
- 疫学調査や検体搬送等に影響がでないよう、県庁からの応援職員を含め、人員・体制を確保

○西部総合事務所にクラスター対策監チームを増員派遣し対応中

西部地域で発生しているクラスター事案全体を統括する「クラスター対策監チーム」を派遣（12/27～）し、迅速に対応

- 米子保健所長と連携し、疫学調査等の対応を指揮
- 本庁（新型コロナウイルス感染症対策本部）との連絡調整

○クラスター分析のため、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームを派遣

○保健所支援に向け、総勢40名の応援態勢を継続

県庁から保健所に職員（クラスター対策監、リエゾン、疫学調査への応援、検体搬送、ドライブスルー検体採取等）を派遣

今とてもウツリやすくなっています!

～新型コロナが全国で猛威をふるっています～

注意レベルを格段に上げよう!

○三密はつぐらない 近づかない

三密は感染の危険 クラスターにも直結

○マスク・手洗いは欠かせません

感染はマスクで防げる 会食時もマスク会食で

○飲食は安全なお店を選んで

飲食は「新型コロナ対策認証事業所」、
「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」で

○お店も事業所も安全対策が一番

十分な換気、席ごとのアクリル板やアルコール
消毒液などの設置、共用物品のこまめな消毒も

新型コロナ克服3カ条

(1) 人と人 間が愛だ



(2) 三つもの 密だとミスだ (3) 幸せは 予防で呼ぼう



家庭内のできる感染予防 ～大切な人を守るために～

主な感染経路は、「飛沫感染」と「接触感染」。家庭内での感染を防ぐため、予防を徹底しましょう。

◎飛沫感染:大声で話した時に出るつばや、咳、くしゃみなどに含まれたウイルスを吸い込むなど

◎接触感染:つばや排泄物がついた手で周りのものを触った後に、他の方がそこを触り、口や鼻を触ると粘膜から感染するなど

◆必ずしていただきたいこと

- 「**親しき仲にもマスクあり!**」・・・十分な距離がとれない時は**マスクを着けましょう**。
- こまめな手洗い**・・・接触感染を防ぐため、外出後、食事の前、トイレの後など。
- こまめな換気**・・・屋内では空気の出入口を2か所設け、空気の流れを作る工夫を。
- 共有部分(ドアノブ、手すり、スイッチ)の**消毒**
- タオルや歯磨き粉などの共用を避ける
- 食べ物や飲み物、食器の共用は避ける

◆していただきたいこと

- 適度な湿度(50～60%)を保つ
- 可能であれば、食事の時間や場所を分ける



◆遠方から帰省されたご家族と過ごすときの感染予防

- 家庭内での感染予防が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討しましょう
- 帰省される方は、帰省される前の一週間、可能であれば2週間は、大人数での会食は控えましょう
- 高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方と会う時は、必ずマスクを着用するなど特に感染予防に留意しましょう

事業者・施設の皆様へ

◆緊急事態宣言が出ている地域においても必要となる活動・勤務については、可能な限りテレワーク(在宅勤務等)、テレビ会議、時差出勤等の活用など、人との接触を低減する取り組みを推進してください。

◆県内でもクラスター事例が頻発しています。改めて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底してください。特に社会福祉施設及び飲食店では業務ガイドラインによる運営を再度徹底してください。

【マスクの着用や換気等について】

- ・十分な換気、席ごとのアクリル板等の効果的な設置、マスク着用、アルコール消毒液の設置等、業種別ガイドラインの確実な実施
- ・換気扇を常時起動することや、窓の開放による換気(30分に1回以上等)等、換気対策の徹底
- ・大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話等感染リスクが高まる場面の周知

【オフィスにおける執務室・共用スペースについて】

- ・他人と共用する物品(テーブル、椅子、ゴミ箱、電話、パソコンなど)や手が頻回に触れる箇所(ドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターのボタンなど)は、使用前後に消毒(アルコール消毒液又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き)及び手洗い、手指消毒の徹底
- ・トイレは、便器は清拭消毒、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置、蓋がある場合には、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示。通常の家用品用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒
- ・勤務中のマスクの着用、1時間に2回以上、窓を開け換気、仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置など飛沫感染防止 など

【居場所の切り替わりについて】

仕事で休憩時間で休憩室、喫煙所、更衣室に入った時など、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる場合があります。執務室以外でもしっかりと感染予防対策の徹底をお願いします。

- ・利用人数の制限、換気の徹底、複数の従業員が触れた場所について適宜消毒

「気をつけよう、今コロナがうつりやすくなっている」
～飲食店経営者の皆さまへ～

飲食店経営者の皆さまへのお願い

○感染拡大予防対策(県版ガイドライン最新版)を確実に実施してください

- ・マスク着用、アルコール消毒液の設置、席ごとのアクリル板等の効果的な設置等
- ・換気扇を常時起動することや、窓の開放による換気(30分に1回以上等)等、換気対策の徹底
- ・とっとり新型コロナ対策安心登録システムへの登録

○お客様には感染拡大予防対策のチラシを掲示し、対策への協力を呼びかけてください

- ・大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話等感染リスクが高まる場面の周知
- ・とっとり新型コロナ対策安心登録システムや接触確認アプリ(COCOA)を利用

<クラスター発生原因(10/23国分科会資料)>

接待を伴う飲食店 → 店員が有症状のまま勤務を継続、狭い店内や換気の不徹底により、接待時に3密を形成、マスク着用等の感染対策の不徹底

カラオケを伴う飲食店 → 利用者の多くがマスクを着用せず、長時間歌っていた、有症状で店舗を利用していた利用客あり、複数店舗利用者が別の店舗への感染拡大に関与

認証事業所(接待を伴う飲食店)の対策動画

○認証事業所である接待を伴う飲食店の感染拡大予防対策の具体例を示す動画を作成、とりネットに公開しました。

⇒動画、写真等を参考に感染拡大防止策を徹底してください。

事業所等における感染予防対策例 >>>



中国地方知事会メッセージ ～感染拡大を防ぐために～

新型コロナウイルスによる感染が拡大し、1都3県（東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県）では緊急事態宣言が発出される事態となっています。

中国地方においても、県民皆様お一人おひとりの感染拡大防止の行動が今こそ必要です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

◆ 県境を越える往来

○緊急事態宣言が発出される1都3県との不要不急の往来は控えましょう。

○緊急事態宣言が発出されていない地域との往来については、行き先の自治体が出しているメッセージなどを確認し、慎重に判断しましょう。

令和3年1月7日



人権配慮に係る県民へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかり得る病気です。私たちが闘う相手は、新型コロナというウイルスであって人間ではありません。

誰でも不安な気持ちを持っていますが、不確かな情報を基にした情報の拡散や、感染者等に対する誹謗中傷など、不当な扱いはやめましょう。

皆が、感染者等やご家族など、新型コロナウイルス感染症と闘う方々を応援し、私たち皆の温かい心でこのウイルスと正しく向き合う気運を醸成し、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支援しましょう。